

令和 8 年度答申第 1 5 号
令和 8 年 7 月 1 0 日

諮問番号 令和 8 年度諮問第 1 7 号（令和 8 年 6 月 2 日諮問）
審 査 庁 経済産業大臣
事 件 名 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 5 2 条 1 項
に基づく報告徴収処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、経済産業大臣（以下本件で問題とされる処分及び本件審査請求との関係において「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）に対して、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号。以下「再エネ特措法」という。） 5 2 条 1 項の規定に基づき、報告徴収（以下「本件報告徴収処分」という。）を実施したことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）定義

ア 再エネ特措法 2 条 1 項は、この法律において「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいうと規定している。

イ 再エネ特措法 2 条 2 項は、この法律において「再生可能エネルギー発電設備」とは、再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいうと規定している。

ウ 再エネ特措法 2 条 5 項は、この法律において「特定契約」とは、再エネ特措法 9 条 4 項の認定（再エネ特措法 10 条 1 項の変更又は追加の認定を含む。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）と電気事業者が締結する契約であって、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備（以下「認定発電設備」という。）に係る再エネ特措法 3 条 2 項に規定する調達期間を超えない範囲内の期間（当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気が既に他の者に供給されていた場合その他の経済産業省令で定める場合にあっては、経済産業省令で定める期間）にわたり、当該認定事業者が電気事業者に対し再生可能エネルギー電気を供給することを約し、電気事業者が当該認定発電設備に係る同項に規定する調達価格により再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約をいうと規定している。

（2）再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 59 号。以下「平成 28 年改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧再エネ特措法」という。）6 条 1 項は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、同項各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができると規定し、同条 2 項は、経済産業大臣は、同条 1 項の認定の申請に係る発電が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする規定していた。

（3）特定供給者に関する経過措置

ア 平成 28 年改正法附則 4 条 1 項は、この法律の施行の際現に旧再エネ特措法 5 条 1 項に規定する接続をしている旧再エネ特措法 3 条 2 項に規定する特定供給者（以下「旧特定供給者」という。）は、この法律の施行の日（平成 29 年 4 月 1 日）に新法（平成 28 年改正法による改正後の再エネ特措法をいう。以下（3）において同じ。）9 条 3 項の認定を受けたものとみなすと規定している（注：新法 9 条 3 項は、令和 2 年法

律第49号により9条4項に繰り下げられて現在に至っている。）。。

イ 平成28年改正法附則4条2項は、前項の規定により新法9条3項の認定を受けたものとみなされる旧特定供給者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める期間内に新法9条2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「再生可能エネルギー発電事業計画書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならないと規定している。

（4）再生可能エネルギー発電事業計画の認定及び変更

ア 再エネ特措法9条1項は、自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができるものと規定している。同条2項は、再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないと規定し、同項6号には、再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項が掲げられている。そして、同条4項は、経済産業大臣は、同条1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が同条4項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする規定している。

イ 再エネ特措法10条1項は、認定事業者は、再エネ特措法9条2項3号から6号まで又は8号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定める軽微な変更を除き、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に当該事項等を記載した申請書を提出してその認定を受けなければならないと規定し、再エネ特措法10条2項は、認定事業者は、上記の軽微な変更をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないと規定している。

（5）認定事業者の義務

再エネ特措法10条の3第1項は、認定事業者は、再エネ特措法9条4

項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（再エネ特措法10条1項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条2項若しくは3項の規定による変更の届出があったときは、その変更後又は追加後のもの。以下「認定計画」という。）に従って再生可能エネルギー発電事業を実施しなければならないと規定している。

（6）改善命令

再エネ特措法13条は、経済産業大臣は、認定事業者が再エネ特措法10条の3の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる」と規定している。

（7）認定の取消し

再エネ特措法15条は、経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、再エネ特措法9条4項の認定を取り消すことができると規定し、再エネ特措法15条1号には、認定事業者が再エネ特措法10条の3の規定に違反しているときが掲げられ、再エネ特措法15条2号には、認定計画が再エネ特措法9条4項1号から4号までのいずれかに適合しなくなったときが掲げられ、再エネ特措法15条3号には、認定事業者が再エネ特措法13条の規定による命令に違反したときが掲げられている。

（8）積立命令

再エネ特措法15条の6第1項は、経済産業大臣は、認定事業者が再エネ特措法10条の3の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、再エネ特措法15条の7に規定する額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てるべきことを命ずることができる」と規定している。

（9）報告徴収

再エネ特措法52条1項は、経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者又は受託者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせることができると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- （1）審査請求人は、平成25年2月19日付けで、処分庁に対し、旧再エネ特措法6条1項の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備を用いた発

電の認定の申請（以下「本件申請」という。）をした。本件申請に係る申請書によれば、再生可能エネルギー発電設備の所在地は「A地」（以下「本件土地」という。）であった。

（再生可能エネルギー発電設備認定申請書（10kW未満の太陽光発電設備を除く））

- （2）処分庁は、平成25年3月4日付けで、旧再エネ特措法6条2項の規定に基づき、本件申請について認定する処分（以下「本件旧認定」）をした。本件旧認定の通知によれば、再生可能エネルギー発電設備の所在地は本件申請のとおり本件土地であった。

（「再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）」と題する書面）

- （3）審査請求人は、平成27年1月28日付け及び平成28年1月28日付けで、処分庁に対し、本件旧認定に係る発電の軽微な変更をしたとして、旧再エネ特措法6条5項の規定に基づき、それぞれ「再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書」（以下これらを併せて「本件各軽微変更届出書」という。）を提出した。本件各軽微変更届出書によれば、再生可能エネルギー発電設備の所在地は本件旧認定におけるのと同じであり、同所在地の変更は届け出られていない。

（各再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書）

- （4）本件旧認定は、平成28年改正法附則4条1項の規定に基づき、同規定に係る平成28年改正法の施行日（平成29年4月1日）をもって、平成28年改正法による改正後の再エネ特措法9条3項（現在の同条4項）の認定を受けたものとみなされた（以下このようにみなされたものを「本件認定」という。）。これを受け、審査請求人は、平成30年9月20日、処分庁に対し、平成28年改正法附則4条2項の規定に基づき、電磁的方法により再生可能エネルギー発電事業計画書を提出した。それによれば、再生可能エネルギー発電設備の設置場所は、本件土地とされていた。

（「報告書」と題する書面）

- （5）処分庁は、本件認定に係る再生可能エネルギー発電設備の設置場所について、登記所備付地図の電子データ（MAPPLE法務局地図ビューアー。弁明書添付資料4-1。以下「本件登記所備付地図データ」という。）及び令和7年の衛星写真（Google map。弁明書添付資料4-2。以下「本件衛星写真」という。）を確認した結果、本件認定に係る再生可能エネルギー発電設備が本件土地以外にも設置されている可能性があるこ

とを把握した。これを受け、処分庁は、令和7年8月22日付けで、審査請求人に対し、再エネ特措法52条1項の規定に基づき、本件認定に係る認定計画について、報告の期限を同年9月5日として、報告徴収（本件報告徴収処分）を実施した。報告徴収する事項は、①認定発電設備の実際の設置場所及びこれを証する書類として図面、写真、測量結果等の資料（当該設置場所が本件認定に係る認定計画における発電設備の設置場所と異なる場合にはその理由）、②認定発電設備における太陽電池の配置図、③認定発電設備の設置場所について所有権その他の使用権原を有することを証する書類として土地の登記簿謄本（全部事項証明書。当該土地の登記簿謄本（全部事項証明書）に記載の権利者と申請者が異なる場合には、土地の使用権原を有することを証する書類（土地の売買契約書、賃貸借契約書、地上権設定契約書の写し等）及び契約当事者双方の印鑑証明書（地方公共団体等の場合は公印規程又は公印台帳））であった。

（本件登記所備付地図データ（関係地番一覧（MAPPLE法務局地図ビューアー））、本件衛星写真（Google map）、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第52条第1項に基づく報告徴収について」と題する書面）

（6）審査請求人は、令和7年9月8日、審査庁に対し、本件報告徴収処分を不服として審査請求をした。

（審査請求書）

（7）審査請求人は、令和7年9月8日、審査庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）25条2項の規定に基づき、本件報告徴収処分について、執行停止申立てをした。これを受け、審査庁は、同月11日付けで、審査請求人に対し、当該執行停止申立てには理由がないから、本件報告徴収処分の効力を停止しないこととする決定をした。

（執行停止申立書、「執行停止申立てに対する決定について（通知）」と題する書面）

（8）審査庁は、令和8年6月2日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求書

ア 再エネ特措法 5 2 条 1 項の規定に基づき経済産業大臣が認定事業者等に対してその業務の状況等必要な事項に関し報告を求めることができるのは、「この法律の施行に必要な限度において」であるが、本件報告徴収処分は、再エネ特措法の施行に何ら必要ではない。本件報告徴収処分の対象となる認定計画は平成 2 5 年 3 月 4 日に認定され、稼働中であり、認定から既に 1 2 年が経過している。今頃になってこれらを報告徴収する具体的理由は全く見当たらない。

イ 審査請求人は、令和 7 年 5 月 2 3 日、処分庁による本件報告徴収処分とは別の処分に対し、国を被告として、B 地方裁判所に処分取消しの訴え（同裁判所同年（行ウ）事件番号 a）を提起し、第 1 回口頭弁論期日が同年 7 月 1 6 日午前 1 0 時に開かれた。同期日においては、当該処分の正当性について、被告において主張立証責任が課せられたところであるが、審査請求時点において被告からの主張立証はない。

ウ 本件報告徴収処分は、報告期限を令和 7 年 9 月 5 日金曜日必着とし、処分に対する審査請求が、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に申し立てることができることを無視した期限設定となっていることからすれば、本件報告徴収処分は、審査請求人に対して報告徴収を課し、罰則の適用もあり得ることを示唆して報告を強制するものであって、審査請求人からの報告徴収に基づいて、上記イの処分取消訴訟における処分の正当性に関する被告の主張立証を準備しようとするものといわざるを得ず、訴訟上の信義則に反するものであり、もとより再エネ特措法の施行に必要な処分とも認められない。

（2）反論書

ア 本件各軽微変更届出書のうち平成 2 7 年 1 月 2 8 日付けのもの（弁明書添付資料 2－2）には、「その他 2 太陽光電池容量」の項目について、変更前及び変更後のいずれの欄にも「SF 1 6 0 W×6 2 4 0 枚」と記載され、変更後の欄には、「SF 1 7 0 W×6 0 0 枚」が追加で記載され、「変更あり」のボックスにチェックが付されている。これによれば、本件旧認定の申請時において、「SF 1 6 0 W×6 2 4 0 枚」の太陽光電池容量を要する発電設備設置が予定されていたというべきである。他方、本件旧認定に係る申請書には、所在地として本件土地が記載されているものの、本件土地は、本件登記所備付地図データ（弁明書添付資料 4－1）のとおり、わずか 3 2 7 8. 6 平方メートルであり、登

記簿上の地積も「全部事項証明書」（反論書添付資料①）のとおり、3281平方メートルである。登記簿上の地積は誰でも容易に確認可能であり、国においても同様であることからすれば、当該地番（本件土地の地番）は発電設備設置場所の代表地番を指すもので、当該地番の土地一筆のみを所在地として申請したものでないことは明らかであり、本件旧認定は、これを承知の上でなされたものである。さらに、太陽光パネルはおおむね縦横1メートル程度であることからすれば、これを6000枚以上設置する場所が当該地番の土地一筆にとどまらないことは容易に認識し得るものである。

イ 仮にそうでないとしても、本件旧認定に係る申請は、審査請求人が依頼した業者によるものである。審査請求人の認識としては、設備の所在地として表記されている本件土地のみが設置場所である旨の申請をする意思は全くなく、本件土地は代表地番として認定を受けたものと理解していた。

そして、上記アのとおり、本件土地が代表地番にすぎないことは、遅くとも本件各軽微変更届出書が提出された時点で経済産業省において覚知していたというべきであるから、審査請求人に対し、この点の変更を求めなかったのは、特段変更の必要を認めなかったからにすぎない。仮にこの時点で覚知していなかったというのであれば、経済産業省側にも問題があったというべきである。

（3）したがって、本件報告徴収処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は理由がないから、棄却すべきであるとしている。

2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

（1）審査請求人は、本件報告徴収処分について、根拠規定である再エネ特措法52条1項の「この法律の施行に必要な限度」に該当するか否かを争っていることから、この点を判断する必要がある。

（2）審理員が認定した事実

ア 本件旧認定に係る通知書（弁明書添付資料2—1）により、本件旧認定に係る設備所在地として本件土地のみが記載されている事実が認定できる。また、本件各軽微変更届出書（弁明書添付資料2—2及び2—3）により、本件旧認定に係る発電設備の所在地が変更されていない事実が

認定できる。

これらの事実を踏まえると、本件認定に係る認定計画における発電設備の設置場所は本件土地のみである事実が認定できる。

イ 本件登記所備付地図データ（弁明書添付資料４－１）及び本件衛星写真（弁明書添付資料４－２）を照合すると、太陽光発電設備のように見える工作物が、本件土地上のみならず本件土地以外の土地にも存在している様子が確認でき、その事実が認定できる。

（３）論点に対する判断

ア そもそも、認定事業者は、認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施する義務を負い（再エネ特措法１０条の３第１項）、また、経済産業大臣は、認定事業者が同条の規定に違反していると認めるときは、事案に応じて、改善命令（再エネ特措法１３条）、積立命令（再エネ特措法１５条の６第１項）又は認定の取消し（再エネ特措法１５条１号）を行うことができる。

これらの規定を踏まえると、当該違反があるとの合理的な疑いを生じさせる事情が認められる場合において、当該違反事実の存否及び事案の悪質性等を確認するために有益な事項に関して報告を求めることは、再エネ特措法５２条１項の「この法律の施行に必要な限度において」との要件を満たすといえる。

イ 本件においては、上記（２）アのとおり、本件認定に係る認定計画における発電設備の設置場所は本件土地のみとされているにもかかわらず、上記（２）イのとおり、本件認定に係る認定発電設備が実際には本件土地以外の場所にも設置されている疑いがあることから、当該認定事実は認定事業者である審査請求人が再エネ特措法１０条の３第１項の規定に違反しているとの合理的な疑いを生じさせる事情と認められる。また、本件報告徴収処分における報告徴収事項である①本件認定に係る認定発電設備の実際の設置場所、②当該設置場所を証する図面等の資料、③本件認定に係る認定発電設備の太陽電池の配置図及び④当該設置場所に係る使用権原を証する書類は、いずれも本件認定に係る認定発電設備が本件土地以外の場所にも設置されているか否かを確認するために有益な事項であり、また、⑤設置場所が本件土地と異なる場合におけるその理由は、事案の悪質性等を確認するために有益な事項である。

ウ したがって、本件報告徴収処分は、再エネ特措法５２条１項の「この

法律の施行に必要な限度において」との要件を満たす。

エ なお、審査請求人が指摘する以下の各事実は、いずれも、後記のとおり、本件報告徴収処分が再エネ特措法５２条１項の「この法律の施行に必要な限度において」との要件を満たすことを否定する事情にはならない。

(ア) 審査請求人は、本件認定に係る認定発電設備が稼働中であること、また、本件旧認定から１２年が経過していることを指摘する。しかし、当該設備が稼働中であり、また、認定から相当期間が経過しているとしても、認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施する義務に違反している認定事業者に対して、事案に応じて認定の取消し（再エネ特措法１５条１号）等の措置を講じることは、再エネ特措法の規定上可能である。

(イ) また、審査請求人は、被告国がＢ地方裁判所に係属する取消訴訟（同裁判所令和７年（行ウ）事件番号ａ）において、本件報告徴収処分に対して審査請求人が報告した内容に基づいて主張立証を準備しようとしている旨を指摘する。しかし、同取消訴訟は別件積立命令に関するもの（令和６年１１月２５日付け「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の６第１項に基づく積立命令について」（弁明書添付資料３））である。

(ウ) 審査請求人は、本件旧認定の申請書における本件土地の地番の記載は発電設備の設置場所の代表地番を意味すると国及び審査請求人が本件旧認定時に認識していたこと、また、経済産業省は遅くとも本件旧認定に係る本件各軽微変更届出書が提出された時点で、本件旧認定の申請書等における本件土地の地番の記載が発電設備の設置場所の代表地番を意味するものであることをと覚知したことなどを指摘する。しかし、審査請求人及び経済産業省の当時の認識等は、経済産業大臣（処分庁）が違反に対していかなる措置を講じるか等を判断する一つの考慮要素となる可能性はあるが、違反の事実の存否及び事案の悪質性等を確認する必要性自体を否定するものではない。

(エ) したがって、審査請求人の指摘する各事情は、いずれも、本件報告徴収処分が再エネ特措法５２条１項の「この法律の施行に必要な限度において」との要件を満たすことを否定する事情にはならない。

オ 以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行審法４５条２項

の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 : 令和7年9月8日

反論書の提出 : 同年10月20日付け(受付日不明)

審理員意見書の提出 : 令和8年1月15日
(反論書の提出から約3か月)

本件諮問 : 同年6月2日
(審理員意見書の提出から約4か月半、本件審査請求の受付から約9か月)

- (2) そうすると、本件では、①反論書の提出から審理意見書の提出までに約3か月、②審理員意見書の提出から諮問までに約4か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約9か月を要している。しかし、上記の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直す必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件報告徴収処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、本件報告徴収処分が再エネ特措法52条1項に規定する「この法律の施行に必要な限度」においてされたものといえるかが問題となっている。

再エネ特措法に基づき、認定事業者は、認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施する義務を負い(再エネ特措法10条の3第1項)、経済産業大臣は、当該義務に違反していると認めるときは、改善命令(再エネ特措法13条)、積立命令(再エネ特措法15条の6第1項)、認定の取消し(再エネ特措法15条1号)等の措置を講ずることができる。再エネ特措法52条1項の定める報告徴収は、再エネ特措法の施行に関する事項に含まれるものとして、上記の義務違反に係る事実関係を把握し、改善命令等の措置の要否を適切に判断するために、経済産業大臣に付与された権限であると解される。

そして、認定発電設備の設置場所については、認定申請時に再生可能エネルギー発電設備の設置場所の申請書への記載及び当該場所に係る使用の権原を証する書類の提出が求められ（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）4条の2第1項及び第2項3号）、その変更は認定を受けることを要する事項とされている（再エネ特措法10条1項、再エネ特措法施行規則8条の2第3号及び9条1項3号）。したがって、認定発電設備が認定計画（上記の変更の認定を受けた後のものを含む。）とは異なる場所に設置されている場合には、認定事業者は認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施する義務に違反しており、改善命令等の措置の対象となり得る。

これを本件についてみると、上記第1の2（5）のとおり、本件登記所備付地図データ及び本件衛星写真から、本件認定に係る認定発電設備が認定計画に係る認定発電設備の設置場所とは異なる場所に設置されていることをうかがわせる客観的な事情が認められたのであるから、経済産業大臣（処分庁）が再エネ特措法10条の3第1項の規定の違反に係る事実関係を把握し、改善命令等の措置の要否を適切に判断するため、認定発電設備の設置状況等について報告を求める必要があったものと認められる。

また、本件報告徴収処分により求められた報告事項は、上記第1の2（5）のとおり、認定発電設備の現況及びその設置場所に係る使用の権原の状況等を確認するためのものであり、いずれも再エネ特措法52条1項にいう「認定発電設備の状況等その他必要な事項」に該当し、認定発電設備の設置場所に関する上記疑義の有無やこれに関する理由に相当する事情を確認するために必要な範囲にとどまるものであると認められる。

以上によれば、本件報告徴収処分は、認定発電設備の設置状況について客観的な根拠に基づく疑義の有無等を確認するために必要な事項について、相当な範囲で報告を求めたものであり、再エネ特措法52条1項に規定する「この法律の施行に必要な限度」のものと認められ、報告の期限の定め方についても、報告を求める事項の内容に照らし、相当なものであったと認められる。

一件記録を参照しても、本件報告徴収処分の実施に係る経済産業大臣（処分庁）の判断について、裁量権の行使として不合理であったというべき他の事情の存在は認められない。

(2) 審査請求人は、本件報告徴収処分は、本件旧認定から12年以上が経過した認定計画を対象とするものであり、また、別件の処分取消訴訟において被告である国の主張立証の準備のために行われたのであって、訴訟上の信義則に反し、再エネ特措法の施行に必要な処分とは認められない旨や、本件旧認定の申請書に記載された設備所在地（本件土地）は代表地番にすぎず、発電設備が本件土地一筆にとどまらないことは本件旧認定の申請当初から客観的に明らかであったから、今になって報告徴収を行うことは相当でない旨等を主張する。

しかし、本件旧認定は、平成25年2月19日付けの本件申請に係る申請書に記載された内容を前提としてされたものであるところ、当該申請書には再生可能エネルギー発電設備の所在地として本件土地の地番のみが記載され（上記第1の2（1））、これに添付されたいわゆる底地の使用の権原を証する書類（「【賃貸】証明書」（令和8年6月16日付けの審査庁の事務連絡・記8））も本件土地に係るものであって、本件旧認定の通知においては、再生可能エネルギー発電設備の所在地は本件申請のとおり本件土地とされていたものである（上記第1の2（2））。また、本件各軽微変更届出書においては、再生可能エネルギー発電設備の所在地は本件旧認定におけるのと同じとされ、同設備の所在地の変更は届け出られていなかったもので（上記第1の2（3））、これらに添付された太陽電池の配置図（同事務連絡・記9（1））には地番の記載はなく、他に本件旧認定において本件土地が代表地番とされていたことをうかがわせる事情も認められない（なお、平成28年1月28日付け再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書の書式の「設備の所在地」については、脚注として、「複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別途一覧表あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。」との記載があった。）。さらに、平成28年改正法附則4条1項の規定により、審査請求人は平成28年改正法による改正後の再エネ特措法9条3項（現在の同条4項）の認定を受けたものとみなされているところ、審査請求人から電磁的方法により提出された再生可能エネルギー発電事業計画書の内容について審査庁に照会した結果、審査請求人が平成30年9月20日に提出したものにおける再生可能エネルギー発電設備の設置場所は本件土地であり、それ以外の地番の記載はなかった旨の回答があった（令和8年6月22日

付けの審査庁の事務連絡）。

以上によれば、本件認定に係る認定発電設備の設置場所は本件土地であると認められ、一件記録を精査しても、本件土地が代表地番にすぎないとする審査請求人の主張を裏付ける事情は認められない。

その余の主張については、本件報告徴収処分の適否に影響を及ぼすものとは認められない（なお、審査請求人の指摘する別件の処分取消訴訟は、本件認定に係るものとは別の再生可能エネルギー発電設備に関する処分についてのものである（令和6年11月25日付け「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の6第1項に基づく積立命令について」（弁明書添付資料3）、平成26年3月31日付け「再生可能エネルギー発電設備の認定について（通知）」と題する書面（弁明書添付資料2—4）、令和7年5月23日付け訴状）。）。

したがって、審査請求人の上記主張はいずれも採用することができない。
(3) 上記(1)及び(2)で検討したところによれば、本件報告徴収処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美